

令和5年2月吉日

農業者及び農業関連事業者 各位
園芸・造園等緑化関連事業者 各位
花と緑の市民フェア出店経験者 各位

花と緑の市民フェア実行委員会事務局

令和5年度開催 花と緑の市民フェア 出店者募集の案内
～ 出店しやすい出店料（売上の5%）を新設しました ～

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、花・植木の品評会・即売会をメインに1970年に始まった「花と緑の市民フェア」は、近年、開催目的と内容にずれが生じるなどしたため、実行委員会で検討・協議して農業振興・緑化推進を主目的とした内容に再構築することになりました。

そこで、より多くの農業・園芸関係者様に御出店いただきたく、**出店しやすい出店料の枠【売上歩合区画：売上の5%（5%が3,000円に満たない場合は3,000円）を新設し、出店者を募集することにいたしました。**

また、**出店に御関心のありそうな方への周知につきましても御協力くださいますようお願い申し上げます。**

出店を御希望の場合、次の期日までに、別紙「展示・販売参加申込書」をメール・FAX等で御提出くださいますようお願い申し上げます。

花と緑の市民フェア HP
(これまでの開催風景など)

1 申込期限

令和5年3月3日(金)

※市民フェア開催日等 令和5年5月20日(土)～21日(日)
等々力緑地催し物広場(中原区等々力1-1)



2 申込み及び出店料振込の流れ

(1) **令和5年3月3日(金)まで**に、「**展示・販売参加申込書**」をメール等で申込
※出店要件等を審査し、4月上旬に出店の承認・不承認を回答します。

(2) **令和5年4月14日(金)まで**に、次の書類を提出

- ア 展示出品物一覧表 ←展示を行う場合
- イ 出店概要書(食品提供関係) ←食品を提供する場合
- ウ 営業許可書の写し ←営業許可が必要な者が食品を提供する場合
- エ 露店等開設届 ←火気器具等を使用する場合

※ **食品提供する方は、区役所衛生課に事前相談が必要**(食品提供は県条例でR4年に厳格化)

※ **調理食品の提供は、1テント1品目のみ**(例 「焼き芋」と「かき氷」の2品目は不可)

(3) **定額区画の方は令和5年5月8日(月)まで、売上歩合区画の方は令和5年6月9日(金)まで**
に、出店料を実行委員会口座に振込み

※荒天等で開催が一部中止・変更となった場合、原則として出店料は返金しません。

但し、災害等により全期間が中止となった場合、予算内で出店料を返金します。

中止になった場合の損害補償はしません(実行委員会は興行中止保険に未加入)。

【申込み・問合せ先】

花と緑の市民フェア実行委員会事務局(川崎市都市農業振興センター農業振興課内 川口、永江)
〒213-0015 高津区梶ヶ谷 2-1-7 JA セレサ梶ヶ谷ビル 2階
電話 044-860-2462 Fax 044-860-2464 Eメール 28nogyo@city.kawasaki.jp



Eメールアドレス

花と緑の市民フェア実行委員会
委員長 大川 護 様

名称(商号) _____ 代表者(出店責任者)役職・氏名 _____

〒 _____ 住所 _____ 電話 _____ Fax _____

Eメール _____ 担当者名 _____ 担当者携帯 _____

私は参加申込みにあたり、次のことを誓約いたします。

- 1 参加条件を遵守します。違反した場合、参加を取消されても異議を申立てないことを誓います。
- 2 参加が認められた場合、暴力団でないことを確認するため、私の個人情報(法人その他団体においては全ての役員情報)を定められた様式により、神奈川県警察本部に照会することに同意します。
- 3 参加にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底して行います。

1 申込区画 (いずれかの1つにチェック)

	名称等	申込み区画数
<input type="checkbox"/>	定額A区画 28.8 m ² =6×4.8m	12,000円/区画(2日間) × _____ 区画
<input type="checkbox"/>	定額B区画 4.0 m ² =2×2m	10,000円/区画(2日間) × _____ 区画
<input type="checkbox"/>	売上歩合区画 28.8 m ² =6×4.8m	売上の5%(下3桁切捨)、5%が3,000円に満たない場合は3,000円、売上傳票等証明書類の提出、 1出店者1区画限り

2 展示・販売品目 (該当に○印、複数選択可) ※販売物の要件

- (1) 市内産農産物・加工品: 花卉・植木・盆栽・野菜・果物・卵・加工品・その他 (_____)
- (2) 種苗等(種苗、鉢物、切花等の植物体): 球根種子・苗物・その他 (_____)
- (3) 園芸用品: 肥料培養土・鉢・その他 (_____)
- (4) 原材料の一部に市内産農産物を含む飲食物: _____

※市内産農産物を含まない飲食物の販売は、市内産農産物を含む飲食物の販売者のみ可

※アルコール類の販売は原則不可(実行委員会が開催趣旨に合うものと判断した場合のみ可)

※**飲食物の販売**は令和4年6月施行の県条例により出店者ごとに**営業許可又は営業届出が必須となる場合有**(許可等費用は出店者負担 例:許可申請手数料4,000円) **別紙4参照**

- (5) その他、実行委員会の認可が必要な特殊品目(開催趣旨に合うもの): _____

3 参加者の要件 (該当する口にチェック、複数選択可)

- 市内の生産者 園芸用品の販売は、市内に店舗や居住地がある者
- 市内産種苗等を毎年1回以上販売している者で且つ開催期間中に市内産種苗等を一部販売する者
- 市内産農産物を取扱う飲食・小売店等(過去2年間に市内産農産物を利用した飲食物・小物等を2品目以上取扱い今後も取扱う者(店先等で市内産農産物を販売している者も含む))
- その他、実行委員会が認めた者(開催趣旨に合う者) ※申込多数の場合、市内中小事業者優先

4 関係者用駐車スペースの駐車許可証の希望 有・無

※1団体、1区画につき1枚のみ(車1台に1枚必要) **※希望多数の場合抽選(落選者のみ通知)**

5 火気(コンロ、ホットプレート、発電機等)の使用(該当に○印) 有・無

提出先 Eメール 28nogyo@city.kawasaki.jp

FAX (044) 860-2464



Eメールアドレス

展示を行う場合、御提出下さい

展示出品物一覧表

令和5年 月 日

花と緑の市民フェア実行委員会
委員長 大川 護 様

展 示 品 _____

団 体 名 _____

代表者（責任者） _____

連絡先電話 _____

	品目・種類	出品者氏名	出品者住所	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

提出先 Eメール 28nogyo@city.kawasaki.jp
FAX (044) 860-2464

第1号様式（2枚目）【注意事項】

【調理内容などを様式中に記入しきれない場合】別紙（書式自由）に必要事項を記入して添付してください。

【営業許可・届出の要否】

業として食品を提供することは営業であり、営業許可又は営業届出が必要な食品の提供を行う場合は、**事前に**営業を許可され又は営業を届け出なければなりません。

無許可や無届出の出店は、食品衛生法違反となることがあります。

なお、行事において業として食品を提供することとは、以下の**いずれかに**該当することを指します。

1 地域行事*以外で食品を提供すること。

※地域行事

（いずれも行事の日数は1回当たり3日以内、回数は年4回以内）

- （1）学校・幼稚園・保育所、児童館、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設・医療機関におけるバザー、祭り、餅つき（施設内や地域との交流を目的としたものに限る。）
- （2）町内会・自治会・マンション管理組合によるバザー・祭り・餅つき（居住者の交流を目的としたものに限る。）
- （3）（2）以外の地域の団体等による地域住民同士の交流や団体の活動理念の普及を目的としたもの（その団体等の所在地や活動範囲で行われるものに限る。）
- （4）神社・仏閣の縁日・祭礼（参拝客へのもてなしとして無償・実費程度で甘酒や餅をふるまうものに限る。）
- （5）商店街における祭り（商店街への集客を目的としたものを除く。）
- （6）市による市民祭、区民祭、花火大会のほか、産業振興、文化芸術振興、社会福祉振興を目的とした祭り（市が主催、共催又は事務局を担当するもの及び市有施設の指定管理者等が開催するものに限る。）
- （7）生産者団体による市内農業の活性化を目的としたもの（採取品の直売に限る。）
- （8）企業の敷地内での祭り（企業の従業員等が地域住民をもてなすために調理するものに限る。）

2 営業と捉えられる形態（同様の形態で複数の行事に出店する、施設の屋号を掲げる、主催者から礼金・委託金等の出店に伴う対価を得る等といった営利活動と捉えられる出店を継続的に行うもの。）で食品を提供すること。

3 その他、保健所長が業として食品を提供するとみなすこと。

【取扱食品・品目数】

行事で提供できる食品の種類と1施設当たりの品目数は、以下のとおりです。自身が提供可能な食品を選択ください。

	品目	品目数
営業者以外	・原則、全ての食材を現地で十分に加熱調理する食品	原則1品目
	・食品営業施設で調理・販売等された食品	衛生上支障のない範囲
営業者		
営業許可		
自動車	許可自治体を確認した品目	左に同じ。
屋台型臨時営業	・原則、全ての食材を現地で十分に加熱調理する食品 ・非加熱又は加熱不十分な状態で喫食しても衛生上支障のない果物や加熱済みの食材を、調味料やたれ、液体状にした菓子等と併せただけの食品	1品目
簡易固定型臨時営業	・非加熱の食肉、魚介類及び鶏卵、生クリーム並びにソフトクリーム以外の食品	タンク容量に応じて1品目又は複数品目
営業届出	衛生上支障のない範囲	衛生上支障のない範囲

火気器具等を使用する場合、御提出ください

第19号様式の2

露 店 等 開 設 届

年 月 日			
(宛先) 川崎市消防長			
届出者			
住 所			
(電話)			
氏 名 印			
開 設 期 間	令和5年5月20日から 令和5年5月21日まで	開 設 時 間	20日は、10時から16時 21日は、9時から15時
開 設 場 所	所在地 川崎市中原区等々力1-1 (等々力緑地 催し物広場)		
催 しの 名 称	令和5年度 (第52回) 花と緑の市民フェア		
露 店 等 の 名 称 及 び 出 店 内 容	名称	出店内容	
燃 料 の 種 類 及 び 数 量	種類	数量	
消 火 器 の 設 置 本 数			
責 任 者 氏 名 及 び 緊 急 連 絡 先	氏名	緊急連絡先	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 開設場所付近の見取図及び消火器の設置位置を示した配置図を添付してください。

平成27年7月1日から露店等開設の届出が必要です!

第19号様式の2

露店等開設届

		年 月 日	
(宛先) 川崎市消防長			
届出者			
住所 ①			
(電話)			
氏名 印			
② 開設期間	年 月 日から	開設時間	時 分から
③ 開設場所	所在地		
④ 催しの名称			
⑤ 露店等の名称及び出店内容	名称	出店内容	
⑥ 燃料の種類及び数量	種類	数量	
⑦ 消火器の設置本数			
⑧ 責任者氏名及び緊急連絡先	氏名	緊急連絡先	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

①・・・露店等を出店する者の住所、電話、氏名を記入。

②・・・露店等を出店する期間と時間を記入。

③・・・露店等を出店する場所の住所等を記入。

④・・・催しに名称等があれば記入。

⑤・・・露店名称と出店内容を記入。
例「太助かつ、飲食店（串かつ）」、「太助つり、物販店（ヨーヨー釣り）」など

⑥・・・使用する燃料の種類と数量を記入。
例「LPガス 10kg」
「炭 15kg」
「ガソリン 10L」など

⑦・・・消火器の設置本数を記入。（原則、1対象火気器具に対して1本設置）

⑧・・・責任者の氏名及び緊急連絡先を記入。当日に連絡が取れる携帯電話等

備考 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

3 開設場所付近の見取図及び消火器の設置位置を示した配置図を添付してください。

お問い合わせ先

川崎市消防局予防部予防課 (TEL 223-2703)
又は最寄りの消防署予防課まで

- ◆ 臨港消防署 TEL 299-0119
- ◆ 川崎消防署 TEL 223-0119
- ◆ 幸消防署 TEL 511-0119
- ◆ 中原消防署 TEL 411-0119

- ◆ 高津消防署 TEL 811-0119
- ◆ 宮前消防署 TEL 852-0119
- ◆ 多摩消防署 TEL 933-0119
- ◆ 麻生消防署 TEL 951-0119



川崎市消防局
イメージキャラクター 太助

令和4年6月1日から

川崎市
保健所

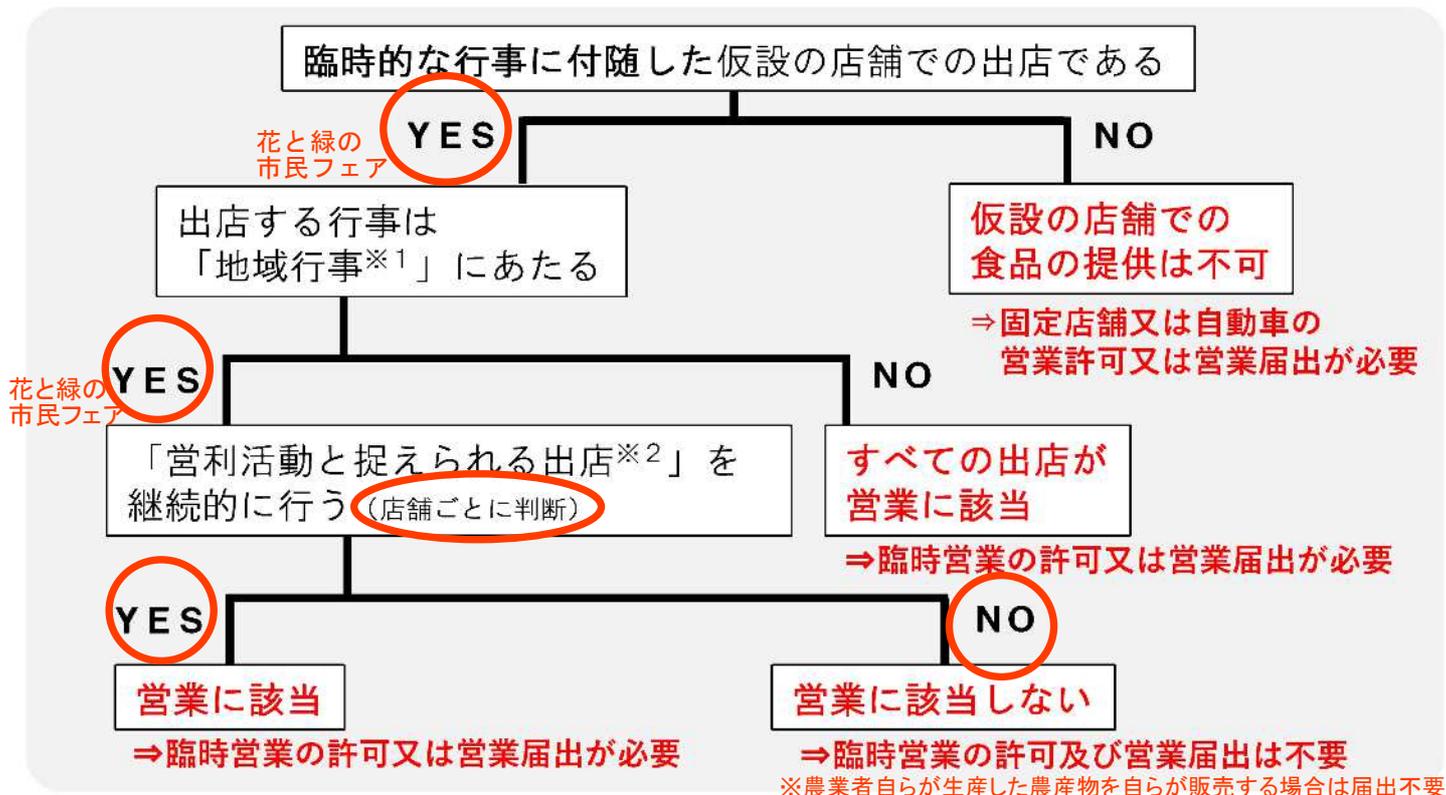
行事における食品提供の取扱いが変わります ～仮設の店舗に営業許可・届出制度が導入されます



- 飲食店営業のうち「行事における屋台等の仮設の店舗の施設基準」が神奈川県条例で定められました（令和4年6月1日施行）。
- 営業者は、施設（屋台等）ごとに営業許可又は営業届出が必要になります。
- 仮設の店舗での飲食店営業は、**臨時的な行事に付随する範囲**で出店可能です。

□ 行事出店における営業許可・届出の要否について

・出店者は、以下のフローチャートにより出店が営業にあたるかを判断してください。



※1 地域行事 (行事の日数は1回当たり3日以内、回数は年4回以内)

- ① 学校・幼稚園・保育所、児童館、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設・医療機関におけるバザー、祭り、餅つき (施設内や地域との交流を目的としたものに限る。)
- ② 町内会・自治会・マンション管理組合によるバザー・祭り・餅つき (居住者の交流を目的としたものに限る。)
- ③ ②以外の地域の団体等による地域住民同士の交流や団体の活動理念の普及を目的としたもの (その団体等の所在地や活動範囲で行われるものに限る。)
- ④ 神社・仏閣の縁日・祭礼 (参拝客へのもてなしとして無償・実費程度で甘酒や餅をふるまうものに限る。)
- ⑤ 商店街における祭り (商店街への集客を目的としたものを除く。)
- ⑥ 市による市民祭、区民祭、花火大会のほか、産業振興、文化芸術振興、社会福祉振興を目的とした祭り (市が主催、共催又は事務局を担当するもの及び市有施設の指定管理者等が開催するものに限る。)
- ⑦ 生産者団体による市内農業の活性化を目的としたもの (採取品の直売に限る。)
- ⑧ 企業の敷地内での祭り (企業の従業員等が地域住民をもてなすために調理するものに限る。)

※2 営利活動と捉えられる出店

- ①同様の形態で複数の行事に出店する
- ②施設の屋号を掲げる
- ③主催者から礼金・委託金等の出店に伴う対価を得る 等の出店形態

※ 農産物の販売: 農業者自らが生産した農産物を自らが販売する場合、農業の範疇と扱い営業届出は不要 (農業者団体自らが生産し販売する場合も同様)

□ 行事の主催者・出店者の方が必要なこと

主催者

- ① 保健所（区役所衛生課）に事前相談する。
行事内容の公表や出店者を決定する前に相談し、事前に留意点等の説明を受けます。
※当初の計画どおりの内容で行事を開催できない場合もあります。
- ② 出店概要書を取りまとめる。
品目・調理内容等を出店概要書に記載し、主催者宛て提出させます。
※営業にあたる出店者については、営業許可を受けている又は営業を届け出ていることを確認してください。
- ③ 保健所（区役所衛生課）に行事開催届を提出する。
出店概要書に記載の品目・調理内容について指導が入ることがあります。
- ④ 保健所（区役所衛生課）からの指導を出店者に伝える。

営業にあたる出店者

- ① 行事出店までに、営業許可を受ける又は営業を届け出る。
現地調理の有無等により必要な手続きが異なりますので、十分な余裕をもって、保健所（区役所衛生課）に事前相談をしてください。
参考：（一社）川崎市食品衛生協会によるオンライン講習会もあります。
- ② 食品衛生責任者（要資格）を選任する。
資格：調理師などの資格のほか、食品衛生責任者養成講習会の受講でも可
- ③ 行事の主催者に出店概要書を提出する。
品目・調理内容等を出店概要書に記載し、主催者宛て提出します。
※営業許可が必要な営業者は、営業許可書の写しの添付が必要です。
申請中などの理由で添付できない場合は、その旨を記載し、行事当日までに、営業許可を受けた旨を、主催者宛て報告してください。
- ④ 「HACCPに沿った衛生管理」を行う。
事前に衛生管理計画を定め、営業ごとに計画通りに実施したかを記録します。

営業にあたらない出店者

- ① 行事の主催者に出店概要書を提出する。
品目・調理内容等を出店概要書に記載し、主催者宛て提出します。
- ② 保健所（区役所衛生課）の指導のもと、衛生的に食品を提供する。
出店概要書に記載の品目・調理内容について指導が入ることがあります。

□ 詳しくは「行事における食品提供の手引き」をご覧ください

問合せ先（施設の保管場所や行事の開催場所を所管する区役所衛生課）

川崎区 044(201)3221	幸 区 044(556)6683	中原区 044(744)3273	高津区 044(86)
宮前区 044(856)3272	多摩区 044(935)3308	麻生区 044(965)5164	
健康福祉局保健医療政策部中央卸売市場食品衛生検査所（北部市場内施設） 044(975)2245			



市HP 行事における食品の提供について

令和4年6月発行

※ 主催者への出店概要書、営業許可申請書、営業届は、市HP「行事における食品の提供について」からダウンロード可能

1 展示・販売の日時

- (1) 令和5年5月20日(土)及び21日(日)の2日間
 ※雨天決行・荒天中止
 ※まん延防止等重点措置の適用等によるイベント制限がある場合は、開催しない。
- (2) 土曜 10:00から16:00まで
 日曜 9:00から15:00まで
 ※土曜は、花の品評会の審査（主催：JAセレサ川崎花卉部）
 ※日曜は、花の品評会の出品物の即売（主催：JAセレサ川崎花卉部）及び
 川崎市畜産まつり（主催：川崎市畜産まつり運営協議会）を同時開催

2 展示・販売品の搬出入

- (1) 土曜 8:00から9:50まで、16:00から17:00まで
 (2) 日曜 8:00から8:50まで、15:00から18:00まで
 (3) 金曜及び月曜の搬出入は原則不可（特段の事情がある場合は事前に相談すること）
 (4) やむを得ず土日の開催時間内に搬出入を行う場合は、事務局の許可を得た上で、警備員等の指示に従うこと
 (5) 雨天時や混雑時は、会場内への車両の進入を禁止する場合がありますので、警備員等の指示に従うこと

3 区画及び出店料

名称	定額A区画	売上歩合区画	定額B区画
寸法 ^{注1}	間口6m×奥行4.8m=28.8㎡		間口2m×奥行2m=4㎡
出店料 ^{注2}	12,000円/区画(2日間)	売上 ^{注3} の5%（下3桁切捨） 但し、5%が3,000円に満たない場合は3,000円	10,000円/区画(2日間)

注1 寸法は、実行委員会に別途承認を受けた場合はこの限りではない。

注2 出店料に、テント代は含まない。テント等は出店者側で用意

注3 売上傳票等の売上が証する資料を提出すること 提出期限5月24日

4 販売物等の要件

次のいずれかに該当するもの

- (1) 市内産農産物・加工品
 (2) 種苗等（種苗、鉢物、切花等の植物体）
 (3) 園芸用品
 (4) 原材料の一部に市内産農産物を含む飲食物

※市内産農産物を含まない飲食物の販売は、市内産農産物を含む飲食物の販売者のみ可

※アルコール類の販売は原則不可（実行委員会が開催趣旨に合うものと判断した場合のみ可）

※飲食物の販売は令和4年6月1日施行の県条例により出店者ごとに営業許可又は営業届出が必要となる場合有（許可等費用は出店者負担 例：許可申請手数料4,000円）

【市HP:行事における食品提供の手引き】

[https://www.city.kawasaki.jp/350/cmsfiles/contents/0000140/140232/tebiki\(0912\).pdf](https://www.city.kawasaki.jp/350/cmsfiles/contents/0000140/140232/tebiki(0912).pdf)

- (5) その他、実行委員会が認めたワークショップ等特殊品目（開催趣旨に合うもの）

5-1 展示・販売の参加者(以下「出店者等」という。)の要件

次のいずれかに該当する者

- (1) 市内の生産者
 - (2) 市内産種苗等を毎年1回以上仕入れ販売している者で且つ開催期間中に市内産種苗等を一部販売する者
 - (3) 園芸用品の販売は、市内に店舗や居住地がある者
 - (4) 市内産農産物を取扱う飲食・小売店等(過去2年間に市内産農産物を利用した飲食物・小物等を2品目以上取扱い今後も取扱う者(店先等で市内産農産物を販売している者も含む))
 - (5) その他、実行委員会が認めた者(開催趣旨に合う者)
- ※申込みが多数の場合、市内中小事業者を優先とする。

5-2 次に該当する者は参加を認めないものとする。

- (1) 暴力団及び暴力団に関係ある者
- (2) その他実行委員会が適当でないと認めた者

6 申込み及び納入・返金

- (1) 出店者等は、実行委員会へ別紙「展示・販売参加申込書」をメール・FAX等で提出し、承認を受けること(承認有無は、4月上旬頃に回答)。

【申込期限：令和5年3月3日(金)】

- (2) 展示品は、別紙「展示出品物一覧表」により事務局へ届け出ること。
- (3) 出店者等は、展示・販売への出店料を、5月8日(月)までに実行委員会口座に振込むこと。A-売上割合区画については、売上資料を5月24日(水)までに実行委員会に提出し、確認を受けた後6月9日(金)までに振込むこと。

なお、荒天等により花と緑の市民フェアの開催が一部中止・変更となった場合、原則として出店料は返金しないものとする。但し、災害等により全期間が中止となった場合、予算の範囲内で出店料を返金するものとする。

中止になった場合の損害補償もないものとする(実行委員会は興行中止保険に未加入)。

事例：平成23年に雷で半日程中止した際、出店料返却なし。

7 区画の又貸し及びシェア

展示・販売申込者以外の者への区画使用の又貸しを禁止する。

また、展示・販売を団体で申込み、区画をシェアすることも禁止とする。

8 事故等

- (1) 展示・販売品の管理は、出店者等が自己の責任において行い、主催者は一切その責にはあたらないものとする。
- (2) 会場内における火気の使用は、原則として禁止する。やむを得ず調理等で火気を使用する場合は、事務局及び消防等の指示に従うとともに、出店者が自己の責任において消火器を用意する等、危険防止に十分注意すること。

9 衛生管理

- (1) 出店に際しては、新型コロナウイルス対策を徹底して実施すること。
- (2) 飲食物の販売にあたっては、事務局及び保健所等の指示に従うとともに、食中毒等に十分注意すること。
- (3) 展示・販売で発生したゴミは、出店者が持ち帰ること。

10 出店位置は、出店数や出店内容に応じてエリア分けすると共に、参加者の安全確保やフェアの

円滑な運営のため事務局で抽選等を行い決めるものとする。

- 11 この参加条件にない事項で必要が生じたときは、実行委員会委員長又は実行委員会事務局長が適宜定める。

～花と緑の市民フェアの目的など～

引用：花と緑の市民フェア開催要綱

目的：私たちのふるさと川崎を「花と緑であふれる住みよい街」として発展させるため、『花と緑をくらしのなかに』を合言葉に、市民の手による花と緑の市民フェアを開催します。

事業：市民フェアは、目的を達成するために、次の事業を行います。

- (1) 都市緑化の推進に関すること
- (2) 都市農業の振興に関すること
- (3) 地産地消の推進に関すること
- (4) その他